

合意された議事録

(参考)

目次

1	合意された議事録……………	一
2	合意された議事録（新旧対照）……………	五

合意された議事録

下名は、本日署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の交渉において到達した次の了解を記録する。

1 千九百九十八年二月二十五日に作成された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定についての合意された議事録（以下「合意議事録」という。）1中「グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定（以下「保障措置協定」という。）」を「追加議定書により補足された核兵器の不拡散に関する条約に関連するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国における保障措置の適用のためのグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と国際原子力機関との間の協定」に、「機関」を「、国際原子力機関（以下「機関」という。）」に改める。

2 合意議事録2中「第四条」を「第四条及び第七条のD」に、「及び設備」を「、設備及び技術」に改め

る。

3 合意議事録3中「又は地域内」を削る。

4 合意議事録中7を8とし、6を7とし、5の次に次の6を加える。

6 協定第七条のDに関し、両締約国政府は、プルトリウム（該当する場合には、協定の適用を受けるプルトリウムを含む。）の管理について、機関の文書INF CIR C―五四九「プルトリウムの管理に関する指針」に定める政策を採用していることが確認される。

二千二十年十二月十六日にロンドンで

日本国政府のために

長嶺安政

グレートブリテン及び北アイルランド連合王国政府のために

クワシイ・クワーテン

改正後	改正前
合意された議事録 本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。 1 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、協定第二条(b)に規定される追加議定書により補足された核兵器の不拡散に関する条約に関連するグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国における保障措置の適用のためのグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国と国際原子力機関との間の協定に基づき、国家安全保障上の理由がある場合を除くほか、グレート・ブリテン及び北部アイルランド内の施設及びその部分にあるすべての核物質に対して、国際原子力機関（以下「機関」という。）の保障措置の適用を受諾することを約束していることが確認される。 2 協定第四条及び第七条のDに関し、協定の効果的な実施の	合意された議事録 本日東京で署名された原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。 1 グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府は、協定第二条(b)に規定されるグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、ユーラトム及び機関の間の協定（以下「保障措置協定」という。）に基づき、国家安全保障上の理由がある場合を除くほか、グレート・ブリテン及び北部アイルランド内の施設及びその部分にあるすべての核物質に対して、機関の保障措置の適用を受諾することを約束していることが確認される。 2 協定第四条に関し、協定の効果的な実施のため、両締約国

ため、両締約国政府は、協定の適用を受ける資材、核物質（グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府の場合には、当該核物質に代わる核物質を含む。）、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

3 協定第四条1に関し、それぞれの国において効力を有する関係法令に従い、協定の適用を受けるすべての核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。

4及び5 (略)

6 協定第七条のDに関し、両締約国政府は、プルトニウム（該当する場合には、協定の適用を受けるプルトニウムを含む。）の管理について、機関の文書INFIRC-549「プルトニウムの管理に関する指針」に定める政策を採用していることが確認される。

7| (略)

8| (略)

(以下略)

政府は、協定の適用を受ける資材、核物質（グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府の場合には、当該核物質に代わる核物質を含む。）及び設備の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

3 協定第四条1に関し、それぞれの国において効力を有する関係法令に従い、協定の適用を受けるすべての核物質を対象とする国内又は地域内の核物質計量管理制度が確立されており、及びこれが維持されることが確認される。

4及び5 (略)

6| (略)

7| (略)

(以下略)